

平成15年度4月～9月に
入れたお金は
30億8,070万3千円
 です。

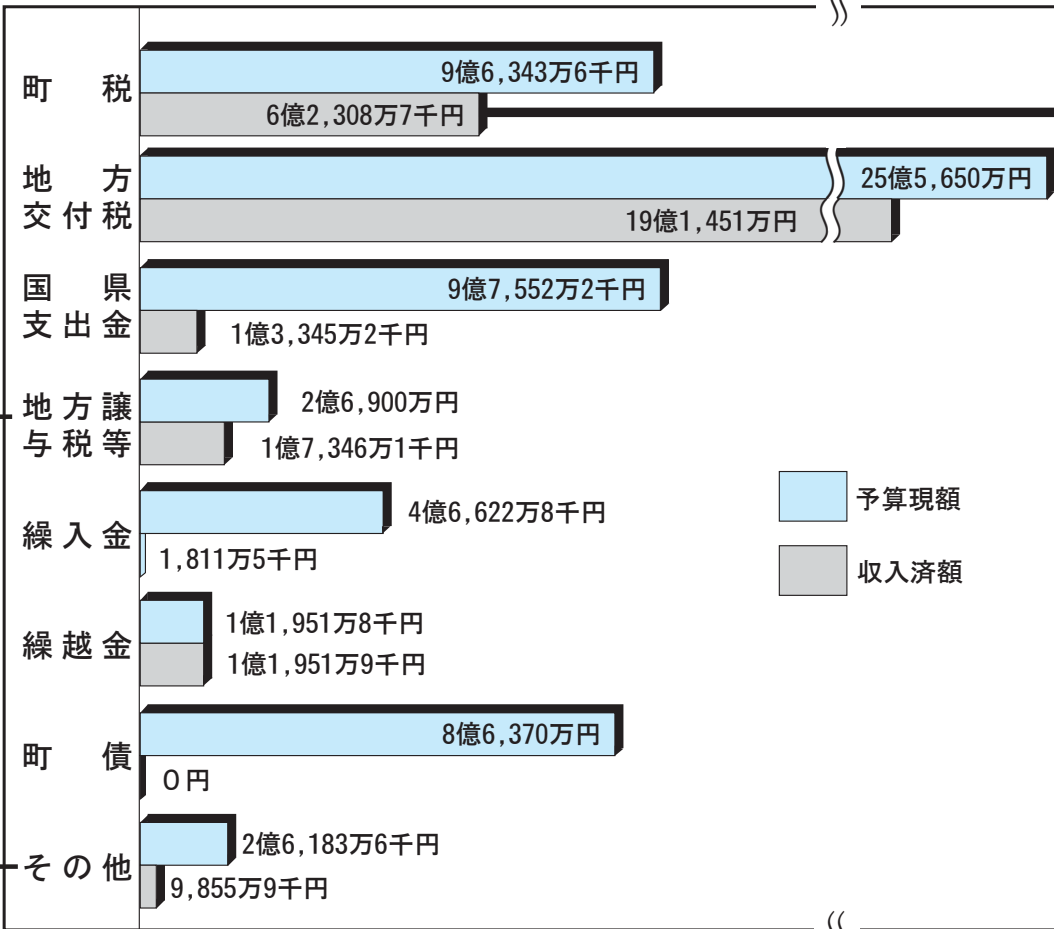


わたしたちの 町の家計を 公表します

わが町の家計簿

地方自治法第二百四十三条の三(水道企業については、地方公営企業法第四十条の二)の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成十五年度上半期(四月一日から九月三十日まで)の一般会計並びに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。
 公表は上半期における町民のみなさんから納めていただいた税金や国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。

一般会計(歳入)



地方譲与税等とは

- ・ 地方譲与税
- ・ 利子割交付金
- ・ ゴルフ場利用税交付金
- ・ 自動車取得税交付金
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 地方消費税交付金
- ・ 地方特例交付金

その他とは

- ・ 分担金及び負担金
- ・ 使用料及び手数料
- ・ 財産収入
- ・ 諸収入
- ・ 寄附金



町税の内訳

6億2,308万7千円

町民税	2億55万8千円
固定資産税	3億4,842万6千円
軽自動車税	3,760万5千円
市町村たばこ税	3,649万8千円